

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと
新しい公共に関する研究会 提言骨子（案）
（研究会における意見をふまえたもの）

1 検討の趣旨

- (1) 提言をとりまとめた趣旨

2 現状の認識と課題

- (1) 生活保護をとりまく環境の変化

① 社会の変化

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 雇用失業情勢の悪化
- ・ 賃金の低下

② 福祉の変化

- ・ 自立支援の強化
- ・ 利用者本位への変革

- (2) 課題の所在（現状の整理と問題の把握）

- ・ ケースワーカーが急増する保護申請・相談に追われ、就労支援や自立支援への対応が不十分
- ・ ケースワークのシステム化が図られておらず多方面からの解決策が提案出来ていない
- ・ 生活保護受給者の孤立化の防止
- ・ その他世帯の急増
- ・ 就労意欲の喚起
- ・ 生活保護世帯の課題の多様化
- ・ 専門的な対応を要する事例の増加
- ・ 貧困の連鎖の防止
- ・ 子どもに対する支援の不足
- ・ 行政の提供するサービスの限界

3 課題に対する基本的な考え方

(1) 生活保護受給者の社会的な居場所づくり

- ・ 生活保護受給者の孤立化の防止や就労意欲喚起等のため、社会的な居場所づくりが必要ではないか
- ・ 対象者を明確化し、各対象者に適合した社会的な居場所づくりが必要ではないか。

(2) 新しい公共との協働

- ・ 社会的な居場所づくりといった地域課題については、行政だけ取り組むのではなく、新しい公共と協働して取り組むべきではないか

4 生活保護受給者の社会的な居場所づくりを行うことの意義

(1) 社会的居場所の定義

- ・ 気楽に集まれる場所、排除されない場所、失敗してもよい場所、社会性を回復し次へのステップとする場所

(2) 社会的居場所づくりを行うことの意義

- ・ 就労意欲の減退している方に対してボランティア活動や企業体験等を行うことにより、就労意欲を喚起する
- ・ 生活保護受給者の孤立化を防ぎ、社会とのつながりを保つ
- ・ 自分の抱える課題のとらえ直しをしてくれる人の存在
- ・ 仲間がいることにより生まれる「頑張ろう」という力
- ・ 他人のために何かの役に立っているという「役割」の存在が自尊心の回復へ

5 行政と新しい公共が協働することの意義

(1) 新しい公共とは

- ・ 社会活動に取り組む民間企業、NPO 法人、社会福祉法人、市民

(2) 行政と新しい公共が協働することの意義

- ・ それぞれの専門分野の協力を得ることで、行政だけでは対応できない専門的な対応が可能となる
- ・ 硬直的な行政とは異なり、迅速な対応が可能となる
- ・ 支援の輪が広がることによる受給者の意欲喚起
- ・ 福祉事務所の負担軽減

6 社会的居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために

(1) 促進に向けた考え方

① 自立支援のあり方

- ・ 経済的自立・日常生活自立・社会生活自立は別個に存在するものではなく、就労支援を行うために日常生活の支援をおこなうなど、それぞれ関連性をもっているもの
- ・ 自立の相関性について改めて認識することにより、個々の受給者に適した支援が行うことができるようになるのではないかと

② 多様な「働き方」

- ・ ボランティアや就業体験などの社会参加を1つの「働き方」としてとらえ直すことにより、多様な働き方というものを認めていけるのではないかと

③ 当事者を尊重した支援

- ・ 自立のためには、やらされるものではなく、受給者が自ら選択し自ら参加するという当事者性が必要ではないかと

(2) 促進するための具体的な方策

① 可視化

- ・ 多様な働き方の提示、当事者が選択可能となるよう様々な情報の提供、行政とNPO等それぞれに対する存在の認識、説明責任を果たすために評価の明確化、など、全ての段階において可視化が必要

② 地域との協働

- ・ 地域の理解を得て、支援者と地域が助け合っていくべきであるが、どのように支援の地域化を広げていくべきか
- ・ 行政とNPOの情報交換をどのように図っていくか
- ・ 行政と、新たな公共を担う地域資源やNPO等が協働していく必要があるが、どのように支援の地域化を広げていくべきか
- ・ 行政とNPO等の情報交換をどのように推進していくべきか
- ・ 生活保護受給者が様々な居場所に関する情報を得る機会を増やすためにはどうすればよいのか
- ・ 福祉事務所が、新しい公共を担う地域資源の情報を十分に把握するに

はどうすればよいのか

③ 支援者

- ・ 支援者の確保と育成のために予算が必要
- ・ 支援者の質の担保をどう図っていくか

④ マネージメントの必要性

- ・ 様々な地域資源を活用していくためには、支援される人に常に伴走するパーソナルサポートやコーディネーターなど、マネージメント機能が必要ではないか
- ・ ケースワークを、様々な地域資源につなげるコミュニティーワークへと進める必要があるのではないか

⑤ 説明責任と評価

- ・ 本格的な就労の前段階として居場所を設ける事の必要性について、説明責任が必要ではないか
- ・ 説明責任を果たすにあたっては、具体的な数字等で検証・評価し、費用対効果を明らかにする必要があるのではないか

⑥ その他

- ・ 居住支援（住宅手当等の現金給付型だけでなく、現物給付型も含む）を拡充することにより、生活保護から自立させることができるのではないか
- ・ 生活保護受給者のみに対する支援とならないような支援のあり方を検討すべきではないか
- ・ 取り組みのノウハウが蓄積出来るシステム作りが必要ではないか

取り組み事例

- ・ 釧路市
- ・ 新宿区
- ・ 旭川市
- ・ 大牟田市